

『就実論叢』第48号 抜刷

就実大学・就実短期大学 2019年2月28日 発行

農業の六次産業化の多様化とその形成要因 —岡山県および周辺にみられる農業の六次産業化諸形態を事例に

**Diversification of Sixth Industrialization of Agriculture and Its Formation Factors
- Case Study of Sixth Industrialization Formation of Agriculture in Okayama
Prefecture and its Surroundings -**

谷 口 憲 治

農業の六次産業化の多様化とその形成要因

—岡山県および周辺にみられる農業の六次産業化諸形態を事例に

Diversification of Sixth Industrialization of Agriculture and Its Formation

Factors

— Case Study of Sixth Industrialization Formation of Agriculture in Okayama

Prefecture and its Surroundings —

谷口憲治 (経営学科)

TANIGUCHI Kenji

キーワード：

六次産業化、地域振興、地域差、小規模農業経営、中国地方、多様化

Key Words : sixth industrialization, regional promotion, Small scale farming management, Chugoku Region, Diversification

本文

Abstract: In this paper, we clarified the actual condition and its factors of its various forms of sixth industrialization of agriculture in Japan. It can be summarized into the following four points. First, it was shown that the policy content of the sixth industrialization of agriculture is diverse compared with that of the advocate. Secondly, the regional support center for the Sixth Industrialization Policy was diversified as not necessarily related to agricultural organizations, but also SME related organizations and other tourism organizations. Third, due to the regional agricultural production base and agriculture related industrial infrastructure, regional differences in the certification status of the Sixth Industrialization Policy are caused, which became a cause of diversification of the establishment of the Sixth Industrialization. Fourth, we showed that diverse sixth industrialization has been established even if it is confined to the same area, such as the Chugoku area of a small-scale agricultural management area, which is regarded as a difficult area for sixth industrialization by policy.

1. はじめに

近年、日本および中国において農業の六次産業化の議論が行われ、それを推進する政策が実施されると共に、これに対する実証的・理論的研究が進められ、その課題も示されている。¹⁾ 課題の一つとしては、その考察対象が個別農業経営に関するものから地域社会全体に対するものがあり広範囲となっており議論が「混乱・誤解」していること、二つには、目指す方向が不明確で農業経営体が商工部門を内部化するか、商工部門と連携するかという点であるとす。²⁾ こうした実証的研究に基づく課題の指摘に対して理論的研究成果は多く見られないが、その整理が始められ、六次産業化にみられる企業統合や連携による農業所得向上に向けた経済・経営理論を提示している。³⁾ これらの研究成果の指摘は、六次産業化法が施行された2011年以降行われてきた政策と実証研究の中で明らかになってきたものであるが、ここで示されている課題に関しては、対象が広範囲で多様化してきたのは事実として、そうになっている対象者や時期・場所といった内的外的要因との関連やそれらの相互関連についての考察が不十分となっている。また、理論については、統合や連携の理論と農業への援用方法の指摘はあるが、農業の六次産業化の成立要因、どのような農業経営体が対応できるのかの考察が不十分である。つまり、六次産業化を事業体が行うことの経営理論として注3)に示す2論文ともマイケル・ポーターの価値連鎖(Value chain)の援用により、六次産業化による多くの付加価値を効率的に事業体に取り入れることをその経営行動の誘因として説明しているが、どのような事業体が価値連鎖による経営成果を実現しようとし、それが実現できるのか、事業体の価値連鎖はどのような過程を経て実現するか、その要因は何かといった特に農業の六次産業化における成立要因についての検討がされていない。こうした経済変化の中での成立要因を考察する場合、J. シュンペーターの経済発展理論を援用し、そのイノベーションとそれを推進する企業家の成立要因の考察を行うがこのことは多様な農業の六次産業化の要因を示すことになる。⁴⁾

本稿では、これまでの研究成果で指摘されたような六次産業化政策実施により現れた多様な六次産業化の事業実態と多様化する要因をその政策内容とそれを受け入れる農業生産基盤の地域性との関連を考察することにより明らかにし、日本の中において小規模農業経営規模で条件不利地域と言われる中国地方を事例に多様化による諸類型とその成立要因についてみることにする。⁵⁾

2. 多様な農業の六次産業化を生成する政策内容

1) 事業主体の多様化—提唱者の農業の六次産業化との比較—

六次産業化政策に示される「六次産業化」という用語は、1990年代に今村奈良臣氏によって提唱されてきたものであり、その考え方によりこれまでも多くの地域で実践されてきた。⁶⁾ つまり、その提唱者である今村奈良臣氏自身は、1996年の論文で「一次産業」と「二次産業」と「三次産業」を足し算すると「六次産業」ということになる」とし、「これまで農業は農

業生産過程のみを担当するようにされて・・・二次産業的な部分・・・食料品製造企業や肥料メーカーに取り込まれ、三次産業的部分・・・卸売・小売業やサービス企業に取り込まれていた・・・農業の分野に可能な限り取り戻そうではないか、という提案」であると規定した。その後、2010年になって今村氏は、別の論文で「足し算では不十分で、掛け算で考えていくべき」とし、その理由として「農業や農村が衰退してしまっでは、 $0 \times 2 \times 3 = 0$ となって六次産業の図式が成り立たなくなる・・・農業、農村に活力があり元気であってこそ六次産業が成り立つ」、「六次産業が本当に成功を収めるためには・・・単なる寄せ集め（つまり足し算）では不十分で・・・有機的・総合的結合（つまり掛け算）を図らなければならない」とするとした。ここでは、農業が、「二次産業的な部分」、「三次産業的な部分」に「取り込まれていた」部分を「取り込まれ」ることが「衰退」に繋がるため、それを「取り戻そう」とすることであるとされている。

これに対し、六次産業化政策による六次産業化概念を「一次産業としての農林漁業と、二次産業・・・三次産業・・・との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す」という取組とし、具体的にみると「農林漁業者等が主体 となって、自ら生産した農林水産物等を活用した新商品を開発する取組や、既存の販売ルートではなく、直接消費者に販売するなどにより新たな販路を開拓していく取組など」としている。⁷⁾ つまり、六次産業化政策では、「農林漁業者等」が「単独又は共同の事業として農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行」い、それによる「農林水産物等の価値を高め、又はその新たな価値を生み出す」事業を総合化事業としている。⁸⁾ ただ、その事業計画の認定要件における事業主体を「農林漁業者等が行うもの」とし、具体的には「農林漁業者（個人・法人）農林漁業者の組織する団体（農協、集落営農組織等）」をあげ、「任意組織も可」とする。さらに「事業主体の取組を支援する者を促進事業者（機械メーカー、食品メーカー、小売、IT企業等。事業規模は問わない）として計画に位置づけることが可能」としている。⁹⁾ このような事業主体を対象としつつ、それらの関係は、あくまで「農林漁業者等」が主体となって「ネットワークを構築」し「加工適性のある作物の導入、新商品開発、販路開拓、加工・販売施設等の整備等」を行うことに対して支援するとしている。このように六次産業化政策は、農林漁業者等が単独ではなく、それを主体としてその「促進事業者」と「ネットワークを構築」して六次産業化を実現しようとするものとなっているため、個人・法人の農林漁業者単独ではなく、その団体も事業主体とし、事業主体の取組を支援する農外企業も支援組織として事業計画に参加が認められる内容となっており、事業内容が広域で多様化する要素が含まれ、提唱者である今村氏の概念と比較すると各産業が並列視され、農林漁業者の事業実施の主体性は希薄化されており、その結果、事業主体が多様化するものとなっている。

2) 政策実施内容の多様化

六次産業化政策における事業認定は、定められた内容により総合化事業計画を作成し、それを農林水産大臣が認定することになっている。¹⁰⁾ この認定要件の事業主体は前項に示し

たが、事業内容は、「自らの生産等に係る農林水産物等」について「ア）その不可欠な原材料として用いて行う新製品の開発、生産又は需要の開拓」、「イ）新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善」、「ウ）ア又はイに掲げる措置を行うために必要な生産等の方式の改善」というこれまでにない「新商品の開発・生産」であり、「新たな販売方法の導入」とされている。しかも、その対象品目、事業主体の指標、計画期間、経営改善として、それぞれ「ア）対象商品の指標（農林水産物等及び新製品の売上高が5年間で5%以上増加すること）」、「イ）事業主体の指標（農林漁業及び関連事業の所得が、事業開始時から終了時までに向上し、終了年度は黒字なること）、「5年以内（3～5年が望ましい）」、「次の2つの指標の全てが満たされること」とされているために、5年という期間に確実に利益を上げる見通しを持つ全く新しい商品開発をすでに保有している事業主体と限定されているために、これまでに生産過程の良質品を効率的に生産する技術革新に努める「ものづくり」に専念してきた日本における多くの小規模農業生産者には困難な内容となっていた。¹¹⁾

こうした多様な内容を含む六次産業化政策を実現するためにそれを支援する対策も多様なものとなっており、それを示したのが図1である。

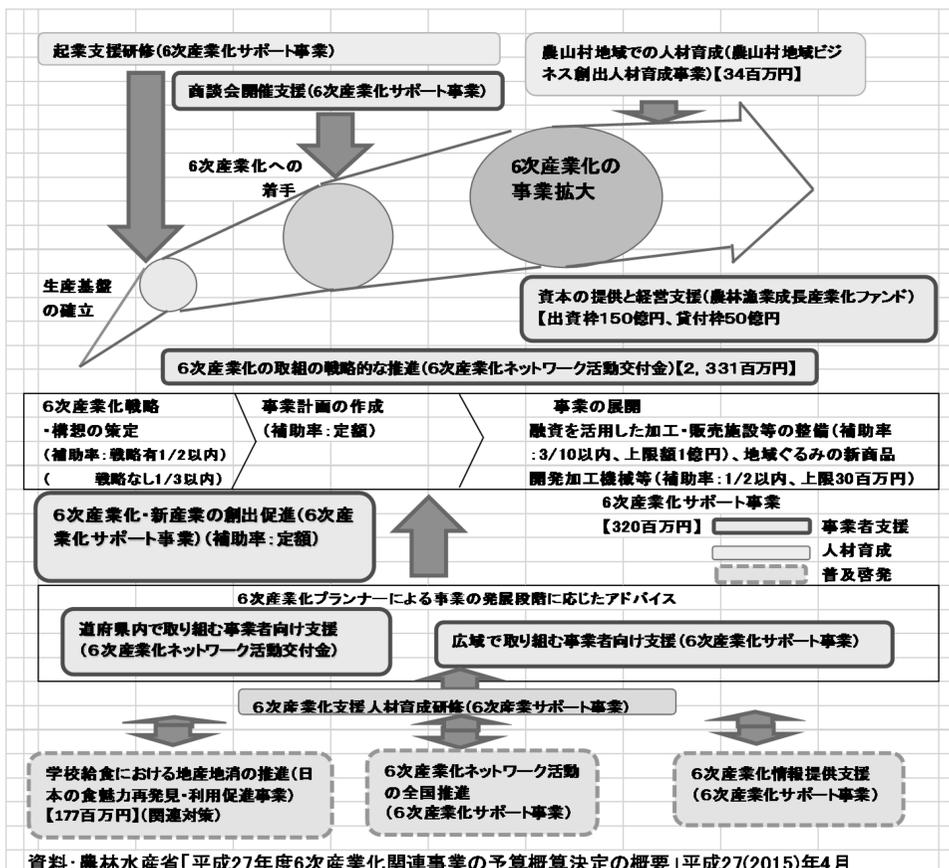


図1 六次産業化支援対策の概要（平成27年度予算概算決定額 2,684百万円）

この図に示されるとおり、六次産業化政策は、総合事業計画の構想段階から認定される。この支援策は、事業者支援から人材育成、普及啓発に及び、生産基盤の確立、六次産業化への着手にいたる起業支援研修から事業拡大の事業展開まであり、地域の拡がりも都道府県域からそれを越える広域まで多様な領域となっており、この事業の支援組織も都道府県域においては都道府県サポートセンター、地方農政局、それより広域のものに対しては中央サポートセンター、農林水産省本庁が支援している。また、この事業の具体的支援策について農業改良資金融通法等の特例、六次産業化ネットワーク活動資交付金については、農業者と商工業者が並列扱いを受ける農工商等連携促進法と同一であるため先述した六次産業化政策内容と同じく農業の六次産業化が希薄化されることとなり、多様な六次産業化が成立する要因の一つになっている。¹²⁾

3. 多様化した六次産業化支援組織と事業の形態

1) 多様化した六次産業化事業

農業の六次産業化政策が提唱者のそれと異なり多様な形態となる内容を含んでいることを指摘したが、それを支援する組織も一様なものではなく地域差があり、そのことが多様な六次産業化を出現することとなった。六次産業化の支援組織を都道府県別に示したものが表1である。

この表に掲げる六次産業化の支援組織は、地域サポートセンターであるが、都道府県域の事業を支援する組織である。¹³⁾ この組織は、「農林漁業者の六次産業化、農工商等連携又は地産地消（以下「六次産業化等」という）の取組を・・・サポートするため」設置され、「学識経験者等を委員とする検討委員会を設置・開催し、六次産業化等に取り組む農林漁業者等に対する民間の専門家」という「六次産業化プランナー」による活動支援が実施されている。このように「農林漁業者の六次産業化」だけではなく、「六次産業化等」の取組を支援するために各地域の事情によりサポートセンターの種類も表に示されるように多様化している。現在設置されている全国46道府県の地域サポートセンターの中で最も多いものが「農業関係」の14で30.4%、次いで「中小企業」9が多く、19.6%、「行政」6、13.0%となっており、「行政」では、その半数が農業関係部署となっている。これら以外の「その他」は17、37.0%となっているが、道府県域における農業を含む産業全体の連携による事業推進を支援する地方独立行政法人や公益財団法人、さらに行政も支援する地域の産業を対象とする協議会という公的な性格を持つ支援組織が9、19.6%と最も多くなっている。こうした公的性格の六次産業化支援の他に、株式会社の支援組織がある。その中で旅行業のJTB沖縄は「地域資産の融合食農×観光文化」として「県産食材の接触（消費）機会創出×体験観光メニュー化による観光満足度の向上×沖縄県食材の認知拡大×関連県産品の消費拡大」を行い、また、JTB西日本では、「地域（支援者）とバイヤーとが連携し「地域交流会」と「商談会」を実施することで、六次産業化認定事業者から商談会への参加経験がない事業者にも活用いただける

表1 六次産業化地域サポートセンター（2017年9月15日現在）

種類	地域サポートセンター	道府県	
農業関係 <14>	(公社)県農業公社/県農林水産部農業経営課、(公財)農業支援センター	秋田、山形	
	(公社)県農林振興公社、(公社)県農業振興公社、(公社)県園芸公社	茨城、栃木・宮崎、千葉	
	(公社)県農林公社、(公財)農業総合支援機構、(公社)府農業総合支援センター	新潟、石川、京都	
	(一財)県森林整備・農業振興財団、(公財)農林振興公社	広島、山口	
	(公社)県農業・農村振興協会	鹿児島	
	(株)農援隊	島根	
	県農業協同組合中央会	熊本	
中小企業 <9>	(公財)道中小企業総合支援センター、(公財)県中小企業振興センター	北海道、福岡	
	県中小企業団体中央会	岩手・福島・山梨・和歌山・長崎	
	県商工会連合	群馬・岡山	
その他 <17>	(地独)県産業技術センター、(地独)府立環境農林水産総合研究所	青森、大阪	
	(公財)県産業振興機構、(公財)産業支援財団、(公財)県地域産業支援センター	鳥取、香川・愛媛、佐賀	
	(公財)県産業創造機構	大分	
	信州6次産業化推進協議会、ひょうごの美味し風土拡大協議会	長野、兵庫	
	(株)東北農都共生総合研究所、(株)コンサルタント、(株)OKB総研、(株)三重銀総研	宮城、神奈川、岐阜、三重	
	(株)JTB中部法人営業名古屋支店、(株)JTB西日本奈良支店	愛知、奈良	
	6次産業化推進支援コンソーシアム((株)JTB沖縄、(一社)県中小企業診断士協会)	沖縄	
	特定非営利活動法人とさばちきんねっと	高知	
	行政 <6>	県農林部農業ビジネス支援課、県農林水産部農村振興課	埼玉、富山
		県農政水産部農業経営課	滋賀
県経済産業革新局マーケティング課、県もうかるブランド推進課		静岡、徳島	
県食品加工研究所		福井	

注：(公社)は公益社団法人、(公財)公益財団法人、(一財)は一般財団法人、(一社)は一般社団法人、(株)は株式会社、(地独)は地方独立行政法人を表わす。東京都は含まれない。地域サポートセンターが県名以外同一名称の場合は(・)、異なる場合は(、)で示し、標記の順番は道府県名の順と対応している。

資料：農林水産省「平成29(2017)年度6次産業化サポートセンター一覧」
<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/jinzai/attach/pdf/index1-6.pdf>

支援を目指します」として「●六次産業化認定計画で開発された商品を申込サイトへ登録した事業者（<http://jtb-matching.com/japanfood2016/>）●農商工連携などで開発された商品を申込サイトへ登録した事業者」等を対象とした「全国キャラバン！食の発掘商談会」を実施している。¹⁴⁾

このような六次産業化支援組織は、農業者の農産物加工、販売に繋げる技術的支援によるハード面の機能付加による新商品開発から、商工業者の販売方法支援による農産物を食材としてソフト面の機能付加による新商品開発まで支援実施により多様な六次産業化形態を形成させることとなっている。

2) 六次産業化の多様な事業形態

六次産業化法は、2013年3月1日から施行され、支援組織により支援され、申請が行われ認定を受けることとなったが、その事業形態について初年度の2013年度から2016年度までに六次産業化法により認定された総合化事業計画の事業内容をみたものが表2である。

この表の事業内容で最も多いのが「加工・直売」である。この事業は「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等」としているため、それによる産業種類としては「1×2×3」次産業による六次産業となっている。ただ、この表の認定された事業内容から産業種類をみると二番目に多い「加工」は「1×2」の2次産業化となっており、こうした産

表2 総合化事業計画認定件数

事業内容	産業種類	2011年度		2012年度		2013年度		2014年度		2015年度		2016年度	
加工	1×2=2次	229	32.3	329	24.9	381	21.0	403	19.5	416	19.3	419	18.8
加工・直売	1×2×3=6次	388	54.7	857	64.9	1,228	67.8	1,389	67.4	1,427	66.2	1,457	65.4
加工・直売・レストラン	1×2×3=6次	49	6.9	72	5.4	108	6.0	131	6.4	136	6.3	143	6.4
その他		43	6.1	63	4.8	94	5.2	138	6.7	177	8.2	208	9.4
計		709	100.0	1,321	100.0	1,811	100.0	2,061	100.0	2,156	100.0	2,227	100.0
注:数値は各年度の累計を示す。その他は、直売(1×3=3次)、加工・直売・輸出(1×2×3=6次)、輸出(1×3=3次)、レストラン(1×3=3次)、ファント認定案件(新規認定分)を示す。													
資料:農林水産省「平成28年度食料・農業・農村白書」(平成29(2017)年5月23日公表)													

業化も政策の事業対象に含まれているために多様な形態の六次産業化の事業内容形態となっている。このことは、表の脚注に示した「その他」の産業種類から言うことが出来、「直売」、「輸出」、「レストラン」は「1×3」で「3次産業」となっているが六次産業化の政策対象事業となっている。この表の認定件数は、その年度末時点のそれまでの累計数であるが、何れの事業内容も増加傾向にある。「加工・直売は、初年度以来、認定件数全体の半数以上となっているが、そのウエイトは2014年度をピークにして減少している。「加工」については、認定件数は増加しているがそのウエイトは年々減少している。これに対し、「その他」は認定件数が2016年度に初年度の5倍近くになり、そのウエイトも増加していることからこのことから事業の多様化が進んでいることが窺える。このことを2018年4月27日現在の農林水産省数値で見ると、「直売」が3.1%、「加工・直売・輸出」が1.7%、「輸出」が0.4%、「レストラン」が0.4%と「直売」が最も多くなっており、この増加が反映していると思われる。¹⁵⁾

4. 六次産業化政策の事業内容と事業対応の地域差

1) 地域別農業生産関連六次産業化の取組と認定状況

六次産業化の事業対応を示す事業進捗状況について、農林水産省による「六次産業化・地産地消法に基づく事業計画認定の概要」(累計)による認定件数と「平成27年度六次産業化総合調査報告」の両方から見たものが表3である。

農産物で加工品を作り、それを農産物直売所で販売して付加価値を農業にもたらし、農家民宿、農家レストランをすることにより農業所得を向上させようとする動きは、六次産業化法が成立する以前から存在しており、その統計数値は「六次産業化総合調査報告」として2010年度分から公表されている。その中の一部が六次産業化法に基づき認定されているのである。表3にみられるとおりの認定件数は、全国に存在する六次産業化事業体数の3.2%となっている。この割合と各地域の割合を比較するとその地域の六次産業化事業体の中で沖繩の認定件数が最も多く、次いで、近畿、九州、東北となっており、関東、東海、中国四国、北陸はその割合が低くなっている。ただ、関東東山、東海は、これと同じことは、認定件数と事業体数のそれぞれの全国における割合からも見ることが出来る。ただ、事業体数をみると関東は、全国の3割以上となっており、認定件数も16.9%占めており、この地域の六次産

表3 地域別6次産業化総合計画と認定状況

	六次産業化法			総合調査報告										
	認定		1県 件数	事業体 件数B	%	%	1県 A/B	1県 件数	農業生産 事業総額	1事業体 事業額	農業 経営体	総額 %	総額 農協等	総額 %
	件数 A	%												
全国	1,918	100.0	41	60,780	100.0	3.2	1,293	1,968,047	32.38	560,670	28.5	1,407,376	71.5	
北海道	117	5.4	117	3,440	5.7	3.4	3,440	150,593	43.78	37,216	24.7	113,377	75.3	
東北	305	14.0	51	8,620	14.2	3.5	1,437	163,062	18.92	53,454	32.8	109,608	67.2	
北陸	100	4.6	25	3,190	5.2	3.1	798	71,401	22.38	23,318	32.7	48,082	67.3	
関東東山	333	15.3	33	18,780	30.9	1.8	1,878	488,334	26.00	166,975	34.2	321,359	65.8	
東海	163	7.5	54	5,560	9.1	2.9	1,853	245,242	44.11	77,699	31.7	167,544	68.3	
近畿	337	15.5	56	5,770	9.5	5.8	962	146,877	25.46	45,458	30.9	101,417	69.0	
中国四国	204	9.4	23	6,990	11.5	2.9	777	305,466	43.70	54,628	17.9	250,837	82.1	
九州	309	14.2	44	8,010	13.2	3.9	1,144	378,144	47.21	96,262	25.5	281,881	74.5	
沖縄	50	2.3	50	410	0.7	12.2	410	18,929	46.17	5,661	29.9	13,268	70.1	

注：関東東山は、農林水産省関東農政局管内（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡）、東海は同東海農政局管内（岐阜、愛知、三重）の各県となっている。
 数値は累計値でそれぞれ農畜産関係、農業生産関連事業、単位は100万円である。
 「総額%」は、農業生産事業総額に対する農業経営体、農協等の事業額割合を示す。
 資料：「六次産業化法認定件数」は、農林水産省「6次産業化をめぐる情勢について」平成28(2016)年7月12日現在
 「総合調査報告」は、農林水産省「6次産業化総合調査(平成27年度)」平成29(2017)年6月27日公表<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page>

業化数が多いことが分かる。同じく事業体数は、東北、九州が多く、近畿が続いているが、その内、東北は認定件数が少ないが、近畿、九州は多くなっている。1県当たり認定件数を見ると認定件数の多い地域ほど多くなっており、中国、特に島根はこれらの数のいずれも少なくなっている。

こうした六次産業化の量的状況の中で事業規模について「総合調査報告」からみると、1事業体当たりの事業額は、四国が最も大きく、東海、北海道が続いている。東北、北陸、関東、近畿が小規模となっている。ただ、この事業規模は、農業経営体と農協等の事業が含まれているため、それを分けてみると前者は後者の10分の1に満たない規模となっている。その中で農業経営体の事業規模は、東海が最も大きく、九州、沖縄、北海道が続いている。また、農協等の事業規模をみると北海道が最も大きく、四国、沖縄、東海、九州が続いており、四国は、農協等の事業規模が大きいので、1事業体の事業額が大きくなっていることが分かる。

これらのことから関東をはじめ東北、近畿は、小規模な六次産業化をする事業体が多く存在し、北海道は、農業経営体、農協等とも他地域に比べ大規模な事業を行っていることが分かる。北海道と類似しているのが東海、九州、沖縄で他地域より大規模な事業を行っている。ここで中国をみると農業経営体、農協等の事業規模がいずれも他地域より小さく、島根はさらに小規模となっているのである。

3) 事業推進基盤の地域差

六次産業化事業の進捗状況に地域差の存在が明らかになったが、同じ六次産業化法という行政支援の下での差異は、そこに農家の主体的客体的差異と六次産業化事業を実現させる経営環境が存在したのである。そのことについて農家の六次産業化に向けた経営基盤の農畜産

物産出力について1県当たりの認定件数と農畜産物産出額を主な農畜産物について比較し、また、六次産業化による新産業創出のための経済基盤について食料関連産業との連携機会基盤という点から1県当たりの認定件数と食料製造業の出荷額、事業体数およびその規模ということから1事業体当たりの出荷額との関連について示したのが表4である。

表4 1県当り食料品製造業と農家の販売力

	食料品製造業(4人以上)			認定件数と主な農畜産物割合・%						農業産出額と主農産物産出額割合・%						
	A	B	A/B	件数	%	野菜	果樹	畜産物	米	産出額C	%	野菜	果樹	畜産物	米	D
全国	530,811	594	894	44	100.0	34.9	20.4	13.6	13.0	1,980	100.0	27.5	9.0	34.9	17.8	676.9
北海道	1,928,681	1,929	1,000	126	286	28.8	7.7	28.8	5.6	12,115	611.9	18.2	0.5	57.7	9.6	3,007.5
東北	295,329	480	615	54	123	34.0	19.6	9.3	20.5	2,314	116.9	18.9	14.6	32.4	29.7	561.8
北陸	262,409	446	588	26	59.1	31.4	14.3	10.3	22.8	1,067	53.9	15.1	3.3	17.5	58.7	412.5
関東	900,779	728	1,238	35	79.5	35.8	20.5	13.3	11.3	2,392	120.8	39.9	8.8	25.6	14.0	722.2
東海	754,006	774	975	63	143	39.8	14.7	12.1	15.1	1,808	91.3	30.3	6.2	31.9	14.0	592.0
近畿	607,625	642	946	58	132	42.9	23.0	6.1	12.1	829	41.9	25.9	18.4	21.8	24.6	381.9
中国四国	254,087	378	672	25	56.8	34.9	30.1	15.7	7.2	1,027	51.9	29.3	15.2	30.1	18.1	443.5
九州	407,005	581	701	49	111	35.4	19.5	20.2	7.9	2,601	131.4	26.3	7.0	44.2	9.8	878.2
沖縄	144,339	231	625	50	114	20.3	28.2	26.5	---	1,025	51.8	14.0	5.6	42.9	9.5	682.2

注：A、Bは食料品製造業(4人以上)の出荷額等、事業所数、単位は100万円、Cの単位は億円、Dは1農業経営体当たりの農業産出額で単位は万円、認定件数は総合化事業計画の累計(平成29年(2017年)12月28日現在)で、農産物だけの値。地域は表3と同じ農政局域。主な農産物割合は認定件数に対する値で各農政局発表期日により件数に違いがある。近畿は平成25年(2013年)11月、沖縄は平成28年(2016年)5月、北陸、関東、中国四国、九州は平成30年(2018年)3月、東北は平成30年1月の割合である。農業産出額の平成28年の値で億円(平成30年4月25日確報)、それに対する野菜、果樹、畜産物、米の割合。
資料：経済産業省『平成25年工業統計表(産業編)』、農林水産省『2015年世界農林センサス』、『平成28年生産農業所得統計』

この表によると1件当たりの農業の六次産業化の実現状況が最も高いのは、北海道で、東海、近畿、東北と続き、最も低いのが中国四国と北陸となっている。北海道は、農業産出額が全国平均の6倍と大きく、1農業経営体も4倍余りと最も大規模経営となっており、農業の六次産業化が成立する基盤が存在している。北海道の農業の六次産業化の農畜産物別認定件数は、野菜と畜産物が同じ割合で、それらの合計が6割近くとなっているが、畜産物の農業産出額だけで6割近くと特化しており、それに続く野菜と合わせると8割近くに達していることからこれらの六次産業化の農業経済基盤が存在する結果となっている。さらに北海道は、従業員4人以上食料品製造業の出荷額、その事業体数が日本の地域別では最も多く、その1事業体当たりの規模も関東に次いで多いことから、この食料品製造業との連携による六次産業化を成立させる機会が多く存在している。東海、近畿については、野菜の六次産業化が多くなっているが、東海の野菜の農業産出額割合が全国平均を上回るものの、農業産出額および1農業経営体の規模についても全国平均を下回っており、これだけで農業経済基盤から六次産業化の成立要因の存在の説明はできないが、食料品製造業の出荷額、事業体数および1事業体の規模は、全国平均を上回っており、食料品製造業との連携による六次産業化の成立要因が多く存在している。これと比べて東北は、米の六次産業化割合が全国平均を大きく上回っているが、これは、1県当たりの農業産出額は全国平均を上回り、しかも米の産出額割合が全国平均を大きく上回っていることから米の六次産業化の農業経済基盤が存在している。東北の食料製造業は、出荷額、事業体数、規模ともに全国平均を下回っており、東海、

近畿と対照的で農業主体の六次産業化の傾向が強くなっている。これと同じ傾向を示すのは、農業経済基盤が存在し、食料品製造業が相対的に低い地域の沖縄、九州、北陸、中国四国となっている。これらの地域に属さない関東は、東京周辺の大都市地域から長野、山梨、静岡を含む農政献款地域となっていることから県別の検討が必要と思われるが、1県当たりの農業産出額、食料品製造業の出荷額、事業体、規模ともに全国平均を上回っているにも関わらず農業の六次産業化が進んでいないのは農業経営体の産出額規模が大きく農業の産業化を独自に進めているといえる。

4) 事業内容の地域差

農業の六次産業化の事業内容は、地域により違いがみられるがそれを示したものが表5である。

表5 1県当たり地域別事業別六次産業化の実施状況

	農業生産関連事業			農産物の加工			農産物直売所			観光農園			農家民宿			農家レストラン		
	事業 総額	事業 体数	A	事業 総額	事業 体数	A	事業 総額	事業 体数	A	事業 総額	事業 体数	A	事業 総額	事業 体数	A	事業 総額	事業 体数	A
全国	41,873	1,293	32	18,985	574	33	21,228	502	42	804	143	6	118	42	3	745	33	23
	100.0	100.0		45.3	44.4		50.7	38.8		1.9	11.1		0.6	3.2		1.8	2.6	
北海道	150,593	3,440	44	118,614	1,290	92	26,688	1,330	20	2,300	390	6	409	300	1	2,582	140	18
	100.0	100.0		78.8	37.5		17.7	38.7		1.5	11.3		0.3	8.7		1.7	4.1	
東北	27,177	1,437	19	9,793	703	14	16,323	512	32	393	113	3	111	63	2	567	43	13
	100.0	100.0		36.0	48.9		60.1	35.6		1.4	7.9		1.1	4.4		2.1	3.0	
北陸	17,850	798	22	5,613	393	14	11,412	295	39	218	48	5	165	38	4	443	28	16
	100.0	100.0		31.4	49.2		63.9	37.0		1.2	6.0		2.9	4.8		2.5	3.5	
関東	59,444	2,130	28	25,287	813	31	31,375	905	35	1,777	340	5	201	39	5	808	36	22
	100.0	100.0		42.5	38.2		52.8	42.5		3.0	16.0		0.8	1.8		1.4	1.7	
東海	46,436	1,013	46	14,013	417	34	29,058	483	60	1,668	73	23	110	13	8	1,515	23	66
	100.0	100.0		30.2	41.2		62.6	47.7		3.6	7.2		0.8	1.3		3.3	2.3	
近畿	24,480	962	25	7,559	487	16	15,834	338	47	452	87	5	97	27	4	538	23	23
	100.0	100.0		30.9	50.6		64.7	35.1		1.8	9.0		1.3	2.8		2.2	2.4	
中国	33,941	777	44	17,631	388	45	15,563	290	54	405	63	6	27	16	2	313	20	16
	100.0	100.0		51.9	49.9		45.9	37.3		1.2	8.1		0.2	2.1		0.9	2.6	
九州	54,021	1,144	47	26,977	566	48	25,480	391	65	389	99	4	66	53	1	1,109	36	31
	100.0	100.0		49.9	49.5		47.2	34.2		0.7	8.7		0.2	4.6		2.1	3.1	
沖縄	18,929	410	46	4,692	180	26	12,757	120	106	409	30	14	176	60	3	895	20	45
	100.0	100.0		24.8	43.9		67.4	29.3		2.2	7.3		3.8	14.6		4.7	4.9	

注：金額の単位は100万円、Aは1事業体当たり事業額
 資料：農林水産省「6次産業化総合調査(平成27年度)」平成29(2017)年6月27日公表<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page>

これは、表4の六次産業化政策による認定件数とは異なり全国に広がる農業の六次産業化政策認定も含む内容となっている。ここには地域別の1県当りの事業総額、事業件数と1事業体当りの事業総額を示してあるが、表4に示した内容と同じく北海道が事業総額、事業体数が最も多く、事業規模も全国平均よりも大きく、農業の六次産業化が最も進展している地域となっている。ただ事業規模に関しては、九州が最大で、東海と沖縄が北海道を上回っている。こうした農業の六次産業化の事業量と事業規模について事業内容についてみると、各地域とも農産物の加工と農産物直売所の割合が高く、これらで8～9割を占めており、表4の食品製造業との連携機会により六次産業化の存立の関連を見たことの整合性を示している。ただ、北海道の農産物の加工の事業総額、その割合が大きく、他地域と比べて大規模と

なっており、他地域が事業総額および事業規模において農産物直売所が農産物の加工より大きいことと異なる傾向を示している。北海道以外の地域では、東北、北陸の事業総額が他地域よりも少なく、その事業規模も小規模であることが特徴である。これは、北に位置し積雪により表4に示した通り冬場の野菜を中心とした農産物が少ないことがその要因である。北海道については、表4に示した通り畜産物の加工を大規模に行っている結果が表5に表れているといえる。農産物の加工、農産物直売所以外の事業において特徴的であるのは農家レストランで、事業規模では東海が北海道の農産物の加工、沖縄の農産物直売所に次ぐ大きさで、それに沖縄が続き、事業総額では北海道、東海、九州が他地域より大きくなっている。この他、観光農園については、事業規模で東海、沖縄、事業総額と事業体数では北海道、関東が他の地域を大きく上回っており、農家民宿では北海道、沖縄の事業総額、事業体数が大きくなっている。観光農園、農家民宿は、自然資源の観光地が多くある北海道と沖縄、自然資源と共に大都市のある関東、東海に多く存在している。

5. 農業の六次産業化諸類型と成立要因

—小規模農業経営地域の中国地方を事例に—

1) 企業者としての個別農業経営者による六次産業化¹⁶⁾

—高品質商品・富裕層ターゲットとした岡山県新見市哲多町(株)Kファーム—

(1) 農業参入経緯と独自の技術革新基盤の成立過程

これまで多様な形態の農業の六次産業化の成立をみてきたが、ここでは、まず、個別農業経営者による六次産業化の成立要因について事例をとおしてみることにする。六次産業化の成立については、農産物の生育環境が良く多様な農畜産を産出する地域、北海道のような平坦で広大な地域で効率的生産が出来る地域、観光資源や大都市近郊で多様な需要の存在する地域に多く進展していることを見てきたが、ここではそうした外的経営環境の条件不利な小規模農業地域である中国地方にある事例を取り上げてみることにする。確かに一般的な経営環境が不利であるが、その環境を生かして六次産業化の成立条件を明らかにすることはすべての地域の成立条件の解明に繋がるからである。

ここで示す岡山県新見市哲多町（2005年3月にそれまでの新見市と阿哲郡大佐町、神郷町、哲西町、哲多町が合併して新しい新見市が成立した）にある(株)KファームのK氏は、1998年に東京から脱サラしてこの地へ移転してきたIターン者の農業経営者である。それまで「東京の旅行代理店に勤め、添乗員や海外駐在を経験」し、外国人と仕事をするうち「余裕ある生活、自然の恵みを感じながら暮らすことに興味が湧いた」ということ、この地が「住宅面で条件が良かった旧哲多町を人生の再スタート」ということで農業に取り組むこととなった。

¹⁷⁾ このことからK氏は、農業生産の経験はないものの農外企業勤務による企業経営実務、海外勤務によるグローバルな社会経験から企業者として農業経営を行う機能を発揮することがこれらの未経験者より多く有する人であるといえる。こうした経営革新行動がK氏の農業

経営における技術革新、経営革新行動を育むこととなった。それまで農業生産の経験がなかったK氏は、技術取得のため、就農した翌1999年の4月から「全国の有名生産者を訪ね、試行錯誤を繰り返した」というように自ら技術革新していく基盤づくりを開始した。この革新行動により、その地で生まれ育ち、受動的に農業生産を行っている農業者の技術水準を短期間に追い越し、「まもなく地域ではトップ」の農業技術者となった。農業技術の「こだわりは土づくりで、稲わらなどを使って畑の土を発酵させ、有用な微生物が多く生息できる独自の環境をつくる」「土づくりに10年以上かかり今も改良」ということに示されている。その成果として、2002年7月には、岡山県における「エコファーマー第一号」となり、2007年にはトマト栽培におけるK氏が行う技術を月刊誌に紹介するまでとなった。¹⁸⁾ さらに、この月刊誌には「20aのハウスで「桃太郎エイト」を栽培。就農当時の収量は10a当たり8tほどだったが、月齢のリズムに合わせた管理を取り入れた現在は15tほどとれるようになった」とその技術による実践的成果を示している。

(2) 販売革新基盤の成立過程

このような農業技術により収穫された農産物の販売においては、当初からその独自性を評価してもらえたわけではなかった。¹⁹⁾ ただ、就農前の職場で、「バブル期であったこともあり、高品質の食材が高価格で需要される現場を体験したので富裕層に標的を置いた商品作りには自信があった」ため、販売についても地元の農協に任せることなく高品質の糖度の高いフルーツトマトを生産し、自ら百貨店に持ち込むことをした。しかし、規格基準が厳しく、全て規格外品として扱われ、高付加価値品にもかかわらず利益を出しにくかったとされている。こうした時期の2008年に「地域経済活性化のため、地域の基幹産業である農林水産業と商業・工業等の産業間での連携（「農商工連携」）を強化し、相乗効果を発揮していくこととなるよう」という取組が、農林水産省と経済産業省の「密接かつ有機的に連携」で行われており、地元の阿哲商工会を通じた経営指導を受けることとなった。具体的には、中小企業ネットワーク強化事業によりトマトのブランディングに取り掛かったのである。まず、これまで高品質品の安定生産を目指していたものを東京の富裕層への贈答品を中心とした高級品販売というように販売ターゲットを絞り、そのために商品ブランドを明確にしていた。これまでのように高品質品に対し、大きさや糖度、味といった個々の特性を示すブランド名をつけると共に贈答用専門のネット販売用の生食用商品、さらに生食用のように形態のみではなくトマトの独自の味、糖度の特性を示す加工用商品の開発、需要の創造促進を行うデザインを加味したマーケティング・マネジメントを行っていた。この市場行動の成果は、2011年以降の顧客志向型マーケティングによる生食および加工品の商品開発を促す六次産業化の認定やビジネス・プラン・コンテストの受賞となった。具体化には、2010年から始まった「都会での雇用より田舎での生業づくり」という理念に基づく内閣府の「地域社会雇用創造事業」において「農村の六次産業を担う企業家（農村六起）のイノベーター（革新者）」の認定を（株）ふるさと回帰総合政策研究所から受け、2011年度からはじまった農業の六次産業化事業に

において岡山県における第一回の認定を受けることとなり、近年ではターゲットを中国市場および海外の富裕層をも対象としている。²⁰⁾

2) 地域の農商工連携による六次産業化

—岡山県津山市の小麦産地・商品「津山ロール」「津山餃子」づくり—

(1) 地域自然条件に適合する良質小麦の開発

ここでは、記述した個別経営体ではなく地域の農商工連携によるネットワーク形態の農業の六次産業化について岡山県津山市における事例を見る。

かつて大麦の産地であった岡山県北部の津山市は、戦後の麦貿易の自由化により1985年頃には殆ど栽培されなくなっていた。こうしたかつての大麦の産地において再び麦栽培が注目され出したのは水田転作作物として奨励されるようになったことに起因する。麦は、1978年から、自給力向上の必要が高い転作作物、2000年から、「食料・農業・農村基本法」により需要に応じた米の計画的生産のための水田における本格的生産が推進されてきた。こうした中で津山市の集落営農法人において、津山農業県普及指導センターと協力して、転作作物として大麦、小麦の試験栽培を始めた。当初は「収穫時期の早い大麦を有望視していたが、湿害を受けて生育が抑制され収量が上がらなかったのに対して、小麦は大麦ほど湿害の影響を受けず生育すること」を確認した。²¹⁾

このような中で小麦の新品種「ふくほのか」の試験栽培が2008年からこの集落営農法人に於いて行われるようになった。この「ふくほのか」は、農林水産省中国農業試験場において1991年から交配開発がすすめられ、その後代から派生系統育種法により育成され、2005年に「ふくほのか」として命名登録され、同時に品種登録出願をして、2009年に登録されたものである。²²⁾ 岡山県においては、2000年から奨励品種決定基本調査予備調査、2002年から生産力検定及び現地調査によりその生育、収量、品質、加工適正などの検討を行い、2012年に岡山県奨励品種に採用された。この「ゆめほのか」は、1957年に岡山県の奨励品種に採用されて以来、岡山県の小麦作の主要品種として栽培されてきた「シラサギコムギ」に替わる新品種となったのである。津山市においても「稈長が短く、成熟期が早い上に、収量・品質や加工適正の面でも優れ・・・収量は10a当たり300kgを超え、倒伏もなく期待以上の結果・・・農家からも栽培しやすく収量も確保できるとの意見があり、J A・市が連携し、小麦「ふくほのか」を地域振興作物として作付推進することにした」ため、2009年に作付面積が7haであったものが、2012年には58.6haに拡大した。この拡大要因には、「排水対策と病害防除を中心に個別巡回で指導を徹底した」という技術指導面、「J Aと連携してつやま麦経営者部会を設立し、農業者個別所得補償制度の周知や産地資金の活用推進、栽培暦や収支モデルの作成等により、作付推進と高品質麦に向けた指導」といった生産振興もあったが、この小麦を製粉加工し、販売する農商工連携という地域ぐるみの地域ブランド推進体制の整備が合わせて実施されたことにより実現した。

(2) 農商工連携での地域ブランドづくりによる地域内六次産業化の実現

水田転作を新たに奨励作物となった小麦の新品種導入により推進しようとした津山市における生産対策は、それだけではなくその一次産物品目を地域内で加工し、製品化し地域ブランド品として販売することにより地域内六次化を実現していったことに特徴がある。既述したようにこの時期は、農商工連携、六次産業化の推進政策が醸成されていたが、小麦産地化を図っている生産者、JAは、「市とともに市の外郭団体で地域の商品開発支援を行っているつやま新産業創出機構に相談を行い、地元小麦を使った加工品開発を推進する話しがまとまった」とされている。²³⁾ そして「つやま新産業創出機構の支援のもと、市・JA・生産者・加工業者等とともに2008年に「津山圏域地元小麦普及促進協議会」を設立し、農商工連携の体制整備」が出来上がったのである。それを示したものが図2である。

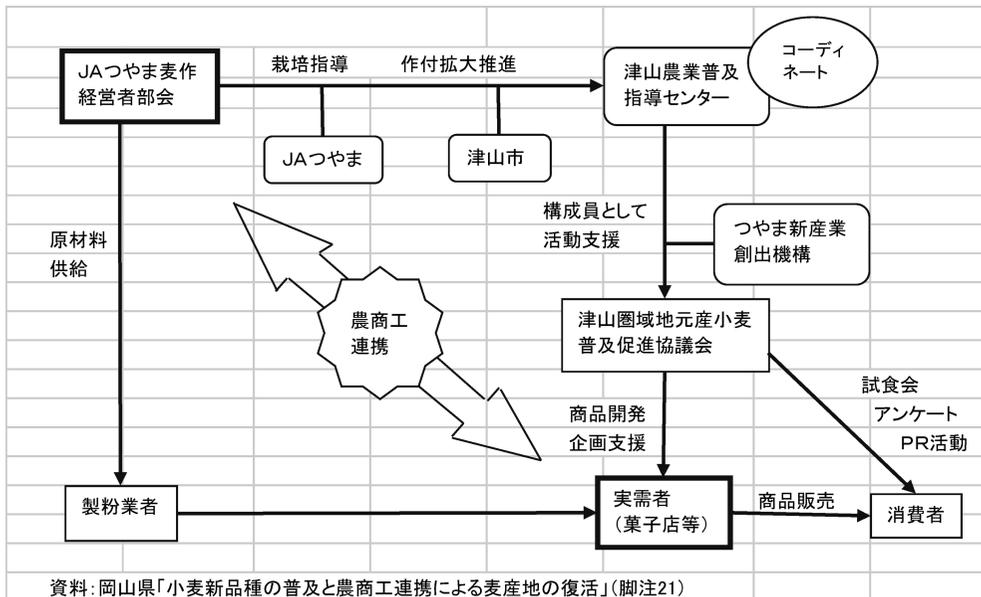


図2 農商工連携による六次産業化体制

この図に示されているように津山圏地元産小麦普及促進協議会の設立により、地元の農業関係機関、小麦生産者、各種商工業者の連携による農商工連携体制が出来上がったが、その具体的商品開発は、岡山県の「あぐりトライアングル推進事業」(2009年~2011年)を活用して協議会に参加する和洋菓子業者8社が「ロールケーキを作り、「津山ロール」という統一ネーム、同一価格で販売することとなった。「津山ロール」は「販売開始直後から、話題性、宣伝PRにより、6万本、7千万円以上を売り上げるヒット商品」になり、これに続く統一ブランドとして「平成22年7月頃から「津山餃子」の商品開発に取り組み、同年11月から販売が開始」されている。これに影響されて、地元の製パン業者から地元産小麦を使ったパンの商品開発の要望が上がってきたため、2011年産から製パン適性の高い品種「みなみのかおり」の栽培試験、パン加工試作も開始された。この後、2012年産からは「みなみのかおり」より多収性で耐病性があり、より製パン性があるという「せときらら」、平成25年産からは

製パン性の強力粉の「ゆめかおり」を導入し、2014年産では「[ふくほのか]と「せときらら」が合わせて約124haの作付」するまでになっている。ただ、当初の小麦生産量が少なく、外部業者に地元産の数十トンの小麦製粉依頼するのは困難であったが、2012年に約200tの取量に達したため、2013年にJAつやまに県下はじめての製粉施設が設置され地域内で製粉が可能となり、その津山小麦100%の小麦粉の製品に「津山産小麦（“穂”）で、津山地域の“美”しく“恵”まれた自然を守ろう（“保”）という願いを込め」た「穂保恵美」ということから「津山のほほえみ」というブランド名で商標登録を行った。つまり、これらの「津山ロール」「津山餃子」「津山のほほえみ」等は、地域的小麦という「農林産物」を利用し、製粉により小麦粉という「加工品」に地元で行い、地元の商品にして消費するための需要創造を行う地域ブランドによる地域振興策である。²⁴⁾

3) 広域農商連携による六次産業化

(1) 広域な六次産業化の形成基盤—広域な農産物集荷加工体制の実現—

ここでは、これまで指摘した個別農業経営体、市町村域の農商工連携による六次産業化より広範囲の全国規模のネットワークによる六次産業化の形態についてみると図3のとおりである。

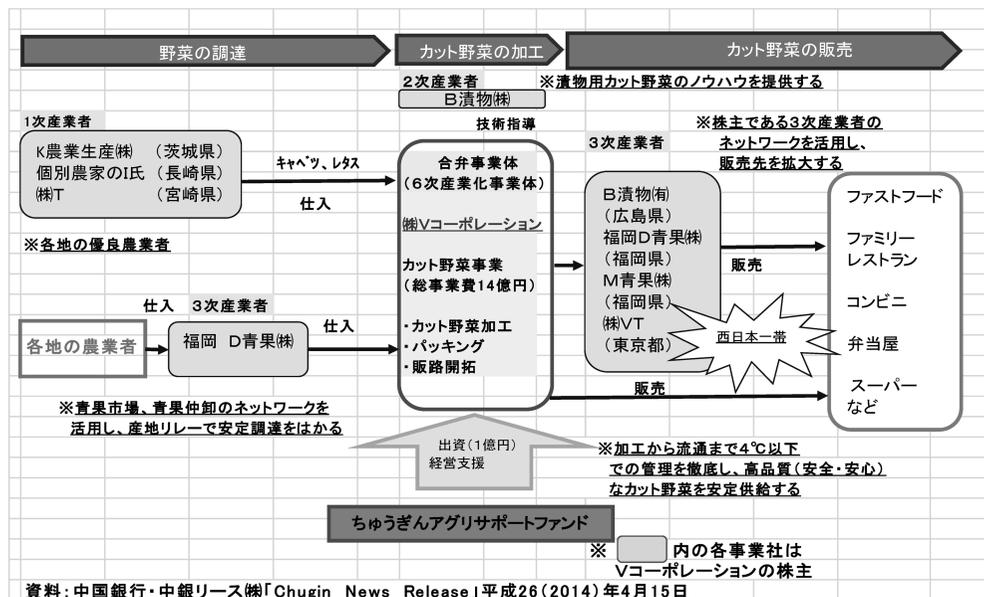


図3 広域農商連携による六次産業化

ここに示す農業の六次産業化の対象となる株式会社VCは、カット野菜を広域に供給する事業体であり、六次産業化を大規模に行う「農林漁業者への出資や経営支援」する「官民ファンド」を利用している。この農林漁業成長産業化ファンドは、2012年12月に株式会社農林漁業成長産業化支援機構法が施行されたことにより設立が可能になったものである。この対象

となる事業体は、2011年の六次産業化法により「農林水産大臣から六次産業化への取組に関する計画の認定を受けた事業体(六次産業化事業体)」で「農林漁業者の出資比率がパートナー企業の出資比率を上回る(=農林漁業者を主たる経営者とする)」条件を満たすものに限られている。²⁵⁾

(株)VCは、2013年10月に茨城県、長崎県、宮崎県の1次産業者、広島県福山市の2次産業者であるB漬物協同組合、3次産業者として福岡県の青果会社2社、B漬物有限会社、東京都の仲卸会社のVT社が「ちゅうぎんアグリサポートファンド」の支援を受け設立された。「ちゅうぎんアグリサポートファンド」は、中国銀行、中銀リース、株式会社農林漁業成長産業化支援機構が共同で「六次産業化に取り組む農林業者および商工業者を支援する地域ファンド」で、(株)VCへの投資は、第1号投資案件で、株式会社農林漁業成長産業化支援機構が手掛けるファンドで中四国第1号案件、全国初の広域連携案件であった。²⁶⁾ (株)VCの原料野菜の調達、カット野菜の加工、カット野菜の販売は、図3に示す通りであるが、大量の野菜調達と加工による商品づくりシステム構築は、小規模農業経営が主体の我が国においては大きな成立条件となっていた。この会社の社長はB漬物協同組合(2017年6月にB漬物株式会社に社名変更、10月にB漬物有限会社と合併)社長のS氏であり、この会社の隣接地に(株)VSが立地しているが、この会社の加工の製造力・品質管理力、それにそれまでに培ってきた原料調達力がこの広域の六次産業化を可能にした。ここでB漬物(株)の沿革をみると、1946年に創業して1950年から漬物製造業の有限会社を設立しているが、1997年に和風キムチを開発し販売し始めることから会社業績が急成長した。²⁷⁾

日本におけるキムチの消費量は、1990年代から急激に伸びたとされ、さらに「韓国側が輸入した中国産白菜のキムチから寄生虫が発見された事件が大きく起因しており、2005年から2006年の間に日本のキムチ輸入量は46.4%減少」し、日本産キムチが日本の主流になったことがこの急成長の要因といえる。その後、2005年10月に「韓国・中国キムチ寄生虫騒動勃発、中国からの白菜輸入をストップし、国産白菜への全面切替」とB漬物(株)の沿革に記してある。ただ、これを実現するためには大量の国産白菜集荷が必要で、そのために福岡の青果会社との連携した取引を完成させていった。現在、株式会社VCでは、「年間150万ケースの白菜を使い」とあるが、それを福岡D青果(株)が「原料調達を100%担当」し、「全国の優良生産者と提携し…独自の管理システムで農場を管理・コントロールすることにより、四季を通じて安全・良質でおいしい野菜を安定的に取り揃える」ことを可能にしている。収穫時期で地域を分け、1～5月は宮崎、大分、熊本、夏場の6～7月が長野、8～10月が長野、北海道、冬場の11～12月が大分、熊本といったことを標高差も加味しながら実施しているようである。こうした野菜集荷と漬物加工で培った「菌の増加を防ぐため」の「全て4℃の低温環境」における野菜カットの品質管理システムが完成したのである。

(2) 広域六次産業化の販売体制成立基盤

B漬物(株)が構築した野菜の集荷および加工および製品管理システムを基盤にしてカット野

業事業を行う集荷、加工、製品管理体制が出来たが、新商品のカット野菜の販売体制が具体化されることにより広域の六次産業化が完成することになった。このため、既にカット野菜を生産し販売している製造・販売している企業との連携が必要であった。これらの企業は、既に、農家と契約栽培を行っており、1次産業×2次産業、1次産業×3次産業という形態で六次産業化を行っていた。B漬物(株)は、福岡D青果(株)と和風キムチという商品販売で農家との契約栽培をしていたということで六次産業化を行っていたが、六次産業化法に示される資本規模で1次産業が5割以上を占める農業の六次産業化事業を新商品のカット野菜で広域に行うためには、前述した六次産業化している企業との連携が必要であった。

図3における「六次産業化事業体」の(株)VCのHPにおいて福岡D青果(株)が「原料調達を100%担当」とし、「全国の優良生産者と提携」とされているが、第1次産業者の一つのK農業生産(株)についてみると、「茨城県古河地区・境地区、栃木県野木地区にて農業活動を行っており…市場販売のほか、業務向けの契約栽培を…総圃場面積17町」で行っている。ここでは、「正社員5名」が「JGAP指導員」として「安全な農場運営」しており、主に「長ねぎ」の「周年栽培」、「キャベツ」を「春、秋冬の年2回収穫」し、特に「4月、5月の端境期に出荷が取り組めるよう」にしている。この会社は、全国規模で「市場間取引、外食、商社へ向けた業務用野菜の契約取引、給食センター、レストラン等へのデリバリー」、さらにカット野菜加工を行う「国産野菜の青果問屋」の(株)MDによって2006年に農業生産組合として発足し、翌年、株式会社へ組織変更したものであるが、独自の安全技術による野菜の安定供給のほか、カット野菜の情報の提供を可能にしている。また、3次産業者として福岡市にある仲卸業者のM青果(株)は、自ら、生産者と関係性を高めて青果物集荷をし、カット野菜も行い、さらに全国の仲卸業者で青果物集荷のネットワーク機能を持つ会社を設立し、外食産業、加工食品産業、スーパー・小売店さらに海外市場に向けて野菜の周年安定供給体制を築いている。同じく3次産業者の(株)VTは、関東地方を主な商圏とした仲卸として創業した後、農産物加工および産地サポートセンター、「少量化・小分け加工のための」プロセスセンターを設置し、新商品開発による量販店対応部門を開設しながら日本GAP協会推奨検査機関として残留農薬、土壌診断等をする理化学分析センターを設立して契約農家のGAP取得に支援を行い、「安全・安心」「健康」および「循環型農業」にも取り組み、また福岡にある前述の(株)M青果のカット野菜等の関連会社にも出資している。

このように(株)VCは、B漬物(株)が和風キムチを主体に福岡D青果(株)とともに築いた製造販売システムを基礎に、福岡D青果(株)が「各地の優良農業者」および1次産業者から原料調達を「100%」行い、B漬物(株)の技術指導の下、二社がこれまで築いてきた1次産業者、3次産業者からの出資、ちゅうぎんアグリサポートファンドからの出資、経営支援を受けて成立したのである。この「六次産業化事業体」は、B漬物(株)び福岡D青果(株)の連携が成立基盤にあること、農業者を含む1次産業者と契約栽培、市場情報提供、リレー出荷システムの構築、GAP取得支援等で連携を強め、出資主体の3次産業者がカット野菜に関する製品管理、輸

送技術、商品開発等を含む独自の技術体系を保持しており、それによる良質、安全、安定出荷を外食産業、加工食品産業、スーパー・小売店に主導的に提供できたこと、さらに関東を中心とするカット野菜商圏で商取引を行い、しかも二次産業、三次産業の機能を持つ1次産業者、3次産業者を出資者とし、「西日本一帯」をカット野菜の販売ターゲットとすることにより農商工連携による広域な六次産業化が成立したのである。²⁸⁾

6. おわりに―多様な農業の六次産業化の成立要因―

農業の六次産業化については、今後の農業経営の在り方をその社会的役割を見る上で注目されてきているが、日本における現段階における特徴としてその形態に多様性があることが研究成果でも明らかになっている。ここでは、その実態とその要因を明らかにするための考察を行ってきたが、以下のようなことが明らかとなった。

第一に、農業の六次産業化を支援する政策内容が、農業の六次産業化の提唱者の内容と比べて多様であることが示された。農業の六次産業化を提唱した今村奈良臣氏は、農業が生産過程のみ担当するようになっており、農業が一次産業部門の他に二次産業部門、三次産業部門を取り込むことが重要であり、これにより農業の六次産業化が成立するとしたのである。これに対し、政策内容は、一次産業の「農林漁業者等が主体となって」「新商品を開発する取組や・・・新たな販路を開拓していく取組」を「総合化事業」として実施するとしたものの、農林漁業者等が単独ではなく、その取り組みを支援する農外企業も支援組織として事業計画に参加が認められるため事業内容が広域で多様化するものとなっているのである。また、政策実施の対象が、これまでの延長線上にない「新商品の開発・生産」であり、その売上高が「5年間で5%以上増加」し、「終了年度は黒字になること」とされているため、そのための経営計画がすでに準備できていない農業生産に専念してきた多くの小規模な農業生産者には単独で六次産業化を実施することは困難で、参加できたとしても単なる材料提供者に陥りがちで、その点で多様な「促進事業者」としての農外事業者が実質主導する多様な六次産業化となる要素があったことを示した。

第二に、こうした六次産業化政策を支援していく組織としての六次産業化地域サポートセンターが道府県によって異なっており、必ずしも農業関係組織でなく、中小企業関係団体、それ以外の観光事業団体も含まれていることから多様な事業となった。確かに農業の多面的機能から農産物等のものづくりではなく観光資源の活用という無形な経済価値であるサービス資源による農業の六次産業化が考えられたこと、経済産業省による農商工連携政策も推進されており、これと明確な区別のない六次産業化地域サポートセンターの設立が多様な六次産業化となったのである。

第三に、地域の農業生産基盤および農業関連産業基盤により六次産業化政策の認定状況に地域差を生じさせることになりこのことが多様な六次産業化成立の要因となった。農業生産基盤が大規模な北海道や九州、農業関連産業基盤が多く存在する関東・東海・近畿といった

地域においては、六次産業化が成立する基盤が存在しており、農業の多面的機能も発揮しやすいという点から多様な六次産業が成立したことを示した。

第四に、政策による六次産業化が困難な地域とされる小規模農業経営地域の中国地方というように同一地域に限定しても多様な六次産業化が成立していることを示した。多様な六次産業化の形態としては、個別農業経営者によるものと、地域の農業者と商工業者の連携による地域ブランドにより商品開発するものと、地域で培った農産物集荷システムを基盤に県レベルを超えた広域な商品開発による六次産業化の存在を示した。個別農業経営者の場合、農外からIターンしてきた農業者で、優良品の生産のための技術革新を自ら取得すると共に、独自の販売努力をする中で新商品開発に向けて六次産業化地域サポートセンターである地元の商工会からマーケティング的支援を受けることによって農業の六次産業化を実現していった。この形態とは異なる地域による六次産業化では、地域に適合した小麦の導入に対し、それを地域資源利用の商品化を目指す行政主導の組織に地元の食品業者が参加し商品化し、最終的にはJAによる小麦を製粉する加工を実施することにより地域の農商工連携の六次産業化が完成した。さらに他県の青果物卸業者と県域を越える野菜集荷システム確立に成功した地元の製造販売業者が、そのシステムを基盤にカット野菜の広域六次産業化を実現した。これは、このシステム形成で関係し既に自ら加工販売を行う1次産業者の資本出資比率を過半数にすることで、すでに加工販売をする3次産業者の出資と地元金融機関のファンドによる出資、経営支援を受け発展可能性のある市場域を西日本一帯とすることで広域六次産業化を形成したことを示し、同一経済条件地域でも六次産業化の多様な形態が成立していることを示した。

このような多様な六次産業化成立の要因の考察から、農業の多面的機能を活用すること、それによる多様な新商品の開発を顧客志向型マーケティングといった手法を取り入れることで農村地域の経済活動の発展の可能性を見ることが出来た。農業の六次産業化という視点から農業部門への経営成果の分配を確認して農業経営および農村振興策についてみていく必要がある。

注

- 1) 日本における政策は、2010年12月3日に公布され、2011年3月1日に施行された「六次産業化法」(正式名は「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」、中国における政策は、2015年12月30日に成立し、2016年1月4日に中国国務院弁公庁が発表した「農村における第1、2、3次産業の融合的発展推進に関する指導意見」(中国名「国务院办公厅关于推进农村一二三产业融合发展的指导意见」)である。後者は「中国版の「農業の産業化」推進文書に相当する」(劉家敏「農村における第1、2、3時産業の融合的発展推進に関する指導意見」『みずほ中国政策ブリーフィング』みずほ総合研究所、2016年2月18日、<https://www.>

mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/briefing/pdf/R216-0047-XF-01)といわれている。六次産業化についての詳述は後述する。

- 2) 六次産業化政策の課題については、櫻井清一「六次産業化政策の課題」『フードシステム研究』第22巻第1号、2015年。
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jfsr/22/1/22_25/_pdf。この課題でも示されている「付加価値の農村への帰属」、「経営体自ら商工部門を内部化」といった農業主導の六次産業化についての事例分析を主とした研究成果としては、高橋信正編著『「農」の付加価値を高める六次産業化の実践』筑波書房、2013年。
- 3) 六次産業化の理論的研究としては、小林茂典「六次産業化の理論的整理」。www.maff.go.jp/primaff/koho/seika/.../26_02_rokujika_4.pdf 佐藤和憲「野菜農業の構造変化と野菜ビジネスの展開」『食料・農業・農村の六次産業化』農林統計協会、2018年、pp.215-238。
- 4) J.A. シュンペーター (Joseph Alois Schumpeter) は、「発展」とは、経済が自分自身のなかから生み出す経済活動の循環の変化のことであり、外部からの衝撃によって動かされた経済の変化ではなく「自分自身に委ねられた」経済に起こる変化とのみ理解すべきである」とし、この発展は、新しい「財貨の発見」・「生産方法」・「販路の開拓」・「原料あるいは半製品の新しい供給源の獲得」・「組織の実現」による生産・販売・組織の革新を示し、これを「新結合の遂行」(Durchsetzung neuer Kombination) としている。この遂行を本稿ではイノベーションとする。そして、この遂行を「自らの機能とし、その遂行にあたって能動的要素となる経済主体」を「企業者 (Unternehmer)」とし、こうした創造性のある機能をもつ主体が経済の変革に不可欠としている。シュンペーター『経済発展の理論 (上)』塩野谷祐一・中山伊知郎・東畑精一訳、岩波文庫、1995年、pp.161-208。
- 5) これまで日本における経営条件の不利な地域である島根県の農業経営を対象にしてそこにおける加工・販売部門の統合の成立条件について考察してきた。谷口憲治「小規模農業ネットワーク化による地域経済発展システム」『「農」の付加価値を高める六次産業化の実践』筑波書房、2013年、pp.123-132、谷口憲治「小規模農業経営体における六次産業化形成要因—島根県自治体農政による支援体制の取組を中心に—」『食料・農業・農村の六次産業化』農林統計協会、2018年、pp.447-469。
- 6) 今村奈良臣「第六次産業の創造を 21世紀農業を花形産業にしよう」『月刊地域づくり』1996年11月、<http://www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp/bookmonthly/9611/html/t0.htm> (第一論文)、今村奈良臣「農業の六次産業化の理論と実践—人を生かす 資源を活かす ネットワークを拡げる—」『SRI』No.100 2010年6月 (第二論文)。後の論文に「今から16年前に…最初に呼びかけたのは私」(p.3) としていることから「農業の六次産業化」は、1994年から提唱されていたことがわかる。谷口憲治「集落営農の「六次産業

- 化」と「コミュニティ・ビジネス」による農村振興』『農業と経済』2012年4月。
- 7) 農林水産省『2016年度六次産業化支援対策の予算概算決定の概要』2015年12月 http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika/yosan/pdf/28_yosan.pdf
 - 8) 六次産業化について「農林業漁業者等」、「農林水産物等」の規定は後述のとおりで詳細は注14) 資料参照 <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika/houritu/pdf/6jika.pdf>
 - 9) 総合化事業計画の認定要件 http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika/sinsei/pdf/nintei_youken.pdf
 - 10) 農林水産省「六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画作成のためのガイドライン」2015年6月 http://www.maff.go.jp/hokkaido/form/pdf/2706_sougouka_guide.pdf
 - 11) 日本における農業者が自ら生産物の商品化に無関心となった要因について、農業協同組合の機能的展開面から考察したものとして、谷口憲治「日本における農業協同組合の現局面—農政主導の農協から自立農協への模索—」谷口憲治編著『農協論再考』農林統計出版、2014年、pp.143-155、ここでの「ものづくり」は、もともと単純な製造業を表現していたが、1990年代のグローバル化社会になって製造業とサービス業の境界が流動化する時代になっており、「設計情報の流れを軸とした「開かれたものづくり論」であり、それにもとづく多面的な媒体分析あるいはアーキテクチャ特性の分析」が必要とされるとされている。藤本隆宏『ものづくり経営学』光文社新書、2007年、pp.9-11。
 - 12) 農林漁業の六次産業化の推進に関する政策評価 関連資料 www.soumu.go.jp/main_content/000450989.pdf
 - 13) 都道府県域を越える支援組織として中央サポートセンターが存在するが、そこにはこの地域サポートセンターと同じく、事業全体の責任者である統括企画推進員、事業実施に係る企画立案を行う企画推進員及び経理責任者、および六次産業化プランナーとしてが存在し支援している。農林水産省「六次産業化サポート事業実施要領」http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/shokusan/attach/pdf/180205_6-4.pdf
 - 14) J T B 沖縄については、<https://jtb-okinawa.co.jp/communication/ncci/>。J T B 西日本については、file:///C:/Users/Owner/Downloads/exer_file1.pdf
 - 15) 農林水産省「六次産業化・地産地消法に基づく事業計画の認定の概要」（累計：2018年4月27日現在）<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika/nintei/attach/pdf/index-69.pdf>
 - 16) 企業者とは、創造的経営機能を有する人というシュンペーターの概念によるものである。J.A. シュンペーター『経済発展の理論』（塩野谷祐一・中山伊知郎・東畑精一）岩波文庫、1977年。
 - 17) 「山陽新聞」2012年11月18日付。以下の事項はこの資料に基づいている。
 - 18) 「小潮で開花・大潮で満開、トマトのリズムが見えてきた」『現代農業』2007年5月号、

pp.138-143。ここでは、論題にも示されているように月齢とトマト栽培技術の関係を述べている。この考えはルドレフ・シュタイナーの有機農業理念に基づいたバイオダイナミックス農法（シュタイナー農法）があり、それに基づき「月のリズムと作物のリズム」「月齢に合わせた管理と観察の仕方」「防除の仕方」「追肥の仕方」が記されている。

- 19) ㈱KファームでK氏から2014年10月25日の聴き取り調査による。
- 20) 内閣府の「地域社会雇用創造事業」については <http://www.furusatosouken.com/120705noson6th.pdf>。農業の六次産業化事業についてはおいて岡山県における第一回の認定を受けることとなった。 <http://www.maff.go.jp/chushi/sesaku/sixthnintei>「岡山県第8回しんきん合同ビジネスコンテスト最優秀賞」2012年、「第26回東京ビジネスサミット」2012年、「せとうちアグリビジネスコンテスト」2012年、観光庁「世界にも通用する究極のお土産」2013年を受賞している。また、ここに示す「イノベーター（変革者）」は、エベレット・M・ロジャース『イノベーション普及学』（“Diffusion of Innovations”）翔泳社、2007年による。
- 21) 岡山県「小麦新品種普及と農商工連携による麦産地の復活」
http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/hukyu/h_zirei/pdf/2-33_okayama.pdf#search=%27小麦新品種の普及+岡山県%27
- 22) 岡山県については、大久保和夫ら「岡山県における小麦の新しい奨励雑穀酒 ‘ふくほのか’の諸特性」『岡山県農業研報3』2012年 http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/424264_2731315_misc.pdf#search=%27ふくほのか+小麦%27、新品種育成については、石川直幸ら「製粉歩合が高く面の食感が優れる多収小麦品種「ふくほのか」の育成」『近畿中国四国農業研究センター研究報告（10）』2011年、<https://agriknowledge.affrc.go.jp/RN/2010812647.pdf>
- 23) つやま新産業創出機構は、1999年に「産学官連携による新事業・新商品開発による産業発展に寄与する目的」で「産官学民連携組織の事務局」として設置された「津山市の外郭団体である」つやま新産業開発推進機構を2008年に名称変更したもので「地域企業や事業者に対して新技術・新商品開発から販路開拓まで一体的にサポート」する組織である。ここで推進する事業は、「津山食料産業クラスター」と「ステンレス産業クラスター」事業を展開しており、前者の事業の地域ブランド「つやま夢みのり」の中において「津山ロール」「津山餃子」の取組が行われている。この認証は、「ブランディング、デザイン、販売等の専門家」により審査され、「魅力的な商品へブラッシュアップする」ために3年間の認証期間を設け、その後再審査するようにしている。経済産業省中国経済産業局『平成24年度地域資源を活用した商品開発・ブランド化における知的財産権活用促進調査事業 報告書』http://www.chugoku.meti.go.jp/research/kikaku/pdf/brand_h24fy/130307_1.pdf#search=%27地域資源活用+ブランド化+認証基準+つやま新産業創出機構%27。つやま新産業創出機構は、2015年3月に解散し、4月につやま産業支援

センターが設立された。

- 24) 地域ブランドを「地域+商品名」と「地域自体のブランド」の「2つの側面」と捉え、それらの「相乗効果についての指摘や、地域内部の関与者をブランド構築の主体として考えるべき」という研究成果に基づくものである。福岡賢昌「地域ブランド構築プロセスにみる自治体による戦略的な「場」のデザイナー単数主体と主体転換の促進への取り組み」『地域ブランドと地域の価値創造』地域デザイン学会誌『地域デザイン』第2号、2013年。この小麦製粉は「小麦粉6に対しふすま4の割合に製粉」されるが、「ふすまは牛の飼料『つやまの牛ほほえみ』として出荷され、津山小麦を食べて育てたブランド牛『つやま牛』として育てられています」（岡山県飲食業活性化団体六代会「生産者様と産地をお客様と繋げよう in 津山その1」2015年11月15日）とされており、地域ブランドの相乗効果を示している。
- 25) 農林漁業成長産業化ブランドの詳細は、堀千珠「六次産業化の推進に向けて」みずほ総合研究所、2016年7月13日、<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/pl160713.pdf#search=%27ファンド+六次産業化%27を参照>。
- 26) 中国銀行・中銀リリース「Chugin News Release」2014年4月15日
- 27) 2014年6月14日B社での聞き取りによる。また、B漬物の沿革 <http://www.bingotukemono.jp/12/6/> と Wikipedia の「キムチ」https://ja.wikipedia.org/wiki/キムチ#cite_note-13参照。
- 28) カット野菜は、野菜需要が家計用から加工・業務用へシフトする中で成長し、これに対応して1988年に青果物カット野菜事業協議会、2000年に野菜ビジネス協議会が設立され、2015年5月にこれらが統合して野菜流通勝人協議会が設立された。その会員51社の内、関東27社、近畿6社、九州5社、東北、北陸各3社、北海道、東海各2社、東山、中国、沖縄各1社となっている。野菜流通カット協議会「会員名簿」、http://www.vedica.jp/about/member_list

